

(陳受R4第3号)

シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について
意見書の提出を求める陳情

受理年月日

令和4年4月28日

陳情者

光市中央五丁目12番1号
公益社団法人光市シルバー人材センター
理事長 藤井 文孝

陳情の要旨

陳情の趣旨

令和5年10月に導入される消費税における適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）においては、免税事業者である会員との取引（配分金の支払い）について、消費税に係る仕入控除が認められなくなります。

このことは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が非常に大きいことから、安定的かつ持続的な事業運営が可能となる措置を要望するものです。

以下、別紙のとおり

陳 情 書

令和 4 年 4 月 28 日

光市議会議長 中本 和行 様

陳情者 住 所 光市中央五丁目 12 番 1 号
氏 名 公益社団法人 光市シルバー人材センター
理事長 藤 井 文 孝
電話番号 (0833) 71-0940



件 名 シルバー人材センターに対する支援(インボイス制度の取扱い)
について意見書の提出を求める陳情

(陳情の趣旨)

令和 5 年 10 月に導入される消費税における適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)においては、免税事業者である会員との取引(配分金の支払い)について、消費税に係る仕入控除が認められなくなります。

このことは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が非常に大きいことから、安定的かつ持続的な事業運営が可能となる措置を要望するものです。

1. 背景及び現状

平成 28 年度税制改正大綱において、消費税の軽減税率制度を導入し、あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入するとされ、令和元年 10 月から複数の消費税率(10%と 8%)となったことで、令和 5 年 10 月からインボイス制度が始まる予定となっています。

現状においては、すべての取引に「仕入税額控除」が認められていますので、シルバー人材センター(以下「センター」という。)が会員に支払う配分金(消費税が内税)に関して、センターは消費税納税の必要がありません。

なお、令和 2 年度の当センターの会員への平均年間支払額は 249,000 円程度で、ほとんどの会員が年間売上高 1,000 万円以下の免税事業者該当します。インボイス制度導入後も、年間課税売上高 1,000 万円以下の事業者は消費税納税が免除されます。

2. 令和5年10月からのインボイス制度導入後の問題点及び課題

インボイス制度では、インボイスが介在した取引のみ「仕入税額控除」が認められますが、免税事業者である会員はインボイスが発行できませんので、センターは「仕入税額控除」ができなくなり、配分金に含まれる消費税分を新たに納税する必要が生じます。

公益社団法人であるセンターの運営は、収支相償が原則なので新たな税負担のための財源がありません。財源を確保するためには、料金の値上げや配分金の引下げ（配分金に含まれる消費税分を引く）などが考えられますが、料金を値上げすると、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が大幅に減少する恐れがあります。また、配分金を引下げると、会員にとっては約1か月分の減収に相当しますので、モチベーションの低下等から退会者の増加を招き、センター事業の衰退につながる恐れがあります。

持続可能な社会の実現のため、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、働く高齢者のやる気や生きがい削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念します。また、センターにとって新たな税負担は、事業運営上の死活問題であり、インボイス制度がこのまま導入されれば存続が危ぶまれます。

3. インボイス制度下での安定的な事業運営のために

インボイス制度導入後も、いくつかの取引等（古物営業、質屋、農業協同組合等が生産者から委託を受けて行う農林水産物の販売など）においては、インボイスを介在させず仕入税額控除を可とする適用除外規定が設けられています。消費税制度では小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、まさに会員はこれに該当します。

会員の手取額をさらに減少させることなく、かつセンターの安定的な事業運営が可能となるような措置を強く要望するものです。

（陳情事項）

地方自治法第99条に基づき、「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」（別紙・案）の提出を求めます。

以上、陳情いたします。

「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」(案)

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5(2023)年10月に、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じるが、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

持続可能な社会の実現に向け、人生100年時代に国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、センターにとって新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、センターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的かつ持続的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日